

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p data-bbox="394 395 808 520">富山県地域防災計画 地震・津波編</p> <p data-bbox="600 695 1496 911">修 正 案</p> <p data-bbox="443 1169 763 1281">令和<u>3</u>年<u>12</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1301 395 1715 520">富山県地域防災計画 地震・津波編</p> <p data-bbox="1361 1169 1648 1281">令和<u>5</u>年<u>3</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1816 209 2136 384">凡例 <u>下線</u> 修正箇所</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
富山県地域防災計画（地震・津波編）用語例		
富山県地域防災計画（地震・津波編）用語例		
1 防災関係機関の用語例	1 防災関係機関の用語例	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
<p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p>	<p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p>	<p>楽天モバイル株式会社は、令和4年2月1日付で、災害対策基本法第2条第5号に基づく「指定公共機関」に指定されたため。</p>
第1章 総則	第1章 総則	
第1節～第2節 (略)	第1節～第2節 (略)	
第3節 防災関係機関等の責務	第3節 防災関係機関等の責務	
第1 防災関係機関等の責務	第1 防災関係機関等の責務	
1～2 (略)	1～2 (略)	
3 防災関係機関	3 防災関係機関	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
(3) 報道機関は、 津波予報 を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。	(3) 報道機関は、 津波警報等、津波情報、津波予報 を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。	<p>気象庁ホームページの表記に合わせ修正</p>
(4) (略)	(4) (略)	
4～5 (略)	4～5 (略)	
第2 防災関係機関等の業務大綱	第2 防災関係機関等の業務大綱	
1 防災関係機関の業務大綱	1 防災関係機関の業務大綱	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
(3) 指定地方行政機関		(3) 指定地方行政機関		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること	中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>5 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>6 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 指定公共機関		(4) 指定公共機関		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
西日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ 北陸支社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	西日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ 北陸支社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社		KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社		
				楽天モバイル株式会社は、令和4年2月1日付で、災害対策基本法第2条第5号に基づく

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
<u>(新設)</u>		<u>楽天モバイル株式会社</u>		「指定公共機関」に指定されたため。 電気事業法改正に伴う発送電分離による分社化のため 時点修正 修正 ・海溝型地震と内陸型地震の2つ
(略)	(略)	(略)	(略)	
関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	関西電力株式会社 北陸電力本部	1 電力施設の設備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第4節 (略) 第5節 県内の活断層と地震 第1～第2 (略) 第3 過去の地震 (略) また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計516回(2021年8月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも地震の少ない県である。 (略)	第4節 (略) 第5節 県内の活断層と地震 第1～第2 (略) 第3 過去の地震 (略) また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計545回(2022年10月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも地震の少ない県である。 (略)			
震度4以上を記録した地震一覧		震度4以上を記録した地震一覧		
発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	4：富山市石坂、高岡伏木
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	4：富山市
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	4：富山市石坂
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)
1993(平成5)	石川県能登沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	4：富山市、高岡伏木
発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	4：富山市石坂、高岡市伏木
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	4：富山市石坂
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	4：富山市石坂
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)
1993(平成5)	石川県能登沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	4：富山市、高岡市伏木
(略)	第4 被害想定 地震には、海溝型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えら			
(略)	第4 被害想定 地震には、海溝型地震や内陸型地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸			

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>れる。 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 都市基盤等の安全性の強化 (略)</p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化 (略)</p> <p>3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） (略)</p> <p>(1) 緊急時対策 ア～ウ エ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間借上げ資機材については、十分事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。 また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、使用・規格の統一化に努める。 (資料「5-8 応急給水用具等」、「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 地盤の液状化対策の推進 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>直下の地震</u>が考えられる。 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 都市基盤等の安全性の強化 (略)</p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化 (略)</p> <p>3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） (略)</p> <p>(1) 緊急時対策 ア～ウ エ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間借上げ資機材については、十分事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。 また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、使用・規格の統一化に努める。 (資料「5-5 応急給水用具等」、「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 地盤の液状化対策の推進 (略)</p> <p><u>5 液状化ハザードマップの作成・公表</u> <u>国、県及び市町村は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>に区別できないため ・「直下型」は地震のタイプを表す用語ではないため</p> <p>資料編と整合を図るため</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第3節 津波に強いまちづくり</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波に強いまちづくり</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 減災のための総合的な取り組みの推進</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 避難関連施設の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難路、避難階段等の整備</p> <p>国、県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>第4節 防災活動体制の整備</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p>県は、<u>広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、</u>平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。</p> <p><u>また、</u>市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を</p>	<p>第3節 津波に強いまちづくり</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波に強いまちづくり</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 減災のための総合的な取り組みの推進</p> <p>(略)</p> <p><u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 避難関連施設の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難路、避難階段等の整備</p> <p>国、県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする<u>とともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>第4節 防災活動体制の整備</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p>県は、<u>災害時において、災害対策本部や広域応援部隊の連絡要員のための活動スペース等を有し、災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設や、自衛隊等の実動部隊が集結する受援機能のほか、備蓄機能、輸送拠点機能を有する災害応急活動の支援拠点を整備し、これらの施設における情報共有、連携を図り、迅速かつ</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>富山県防災危機管理センターの供用開始に合わせて追加</p>

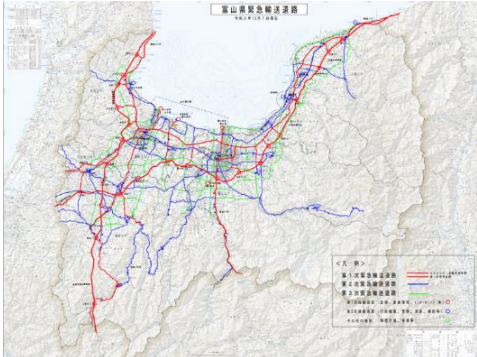
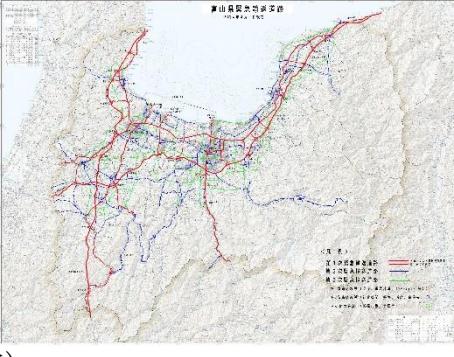
富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>的確に災害応急活動に当たるよう努める。また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。</u></p> <p><u>さらに、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</u></p> <p><u>1 富山県防災危機管理センター（県危機管理局）</u></p> <p><u>県は、県民の生命・身体・財産を守るべく、災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、常設の災害対策本部室や防災関係機関が活動する受援のためのスペースを備えた本県の防災、危機管理の中核機能を有する「富山県防災危機管理センター」を設置する。</u></p> <p><u>（1）防災拠点施設の役割・機能</u></p> <p><u>ア 災害時における役割・機能</u></p> <p><u>（ア）緊急参集・対策本部機能</u></p> <p><u>・常設の災害対策本部室等を設置し、県職員や防災関係機関が、被災状況の情報収集や対策立案に必要な調整を行う場</u></p> <p><u>・本部長（知事）、副本部長（副知事）、本部員（部局長等）及び関係機関等が応急対策等を協議し、対応方針を決定する場</u></p> <p><u>（イ）輸送拠点機能</u></p> <p><u>・屋上ヘリポート</u></p> <p><u>（ウ）受援機能</u></p> <p><u>・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、広域応援部隊、自衛隊等応援部隊等の集結・活動基地</u></p> <p><u>（エ）防災情報機能</u></p> <p><u>・各種防災システムの情報や現地の被災映像などをリアルタイムで収集し、災害対策本部室の60型10面マルチディスプレイ等に表示及び関係機関へ配信する映像情報システムを活用し、迅速、的確な状況判断につなげる場</u></p> <p><u>（オ）ライフラインの確保</u></p> <p><u>・免震構造、耐浸水性を有し、72時間以上のライフラインの自立・代替機能を確保</u></p> <p><u>（カ）広域消防防災センターとの連携</u></p>	<p>//</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>1 富山県広域消防防災センター（県危機管理局） （略）</p> <p>2 富山県警察装備センター（県警察本部） （略）</p> <p>3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局） （略）</p> <p>4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村） （略）</p> <p>5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊） （略）</p> <p>6 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） （略）</p> <p>第2～第4（略）</p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>・<u>防災危機管理センターは災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設として、広域消防防災センターは 災害応急活動の支援拠点として対応</u></p> <p><u>イ 平常時における役割・機能</u></p> <p>・<u>自主防災組織向け研修や防災士養成研修など防災関係者の研修の場</u></p> <p>・<u>県民の防災教育の場</u></p> <p>・<u>交流・展示スペースでの防災に役立つ展示など県民への防災啓発の場</u></p> <p>・<u>防災危機管理センターでは主に座学の研修等を、広域消防防災センターでは実践的な訓練や体験型の防災教育等を実施するなどそれぞれの機能を有効に活用</u></p> <p>2 富山県広域消防防災センター（県危機管理局） （略）</p> <p>3 富山県警察装備センター（県警察本部） （略）</p> <p>4 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局） （略）</p> <p>5 市町村の防災拠点施設の整備（市町村） （略）</p> <p>6 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊） （略）</p> <p>7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） （略）</p> <p>第2～第4（略）</p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備 （略）</p> <p><u>さらに、国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1 (略)</p> <p>2 緊急道路ネットワークの確保 (県土木部) (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>緊急輸送道路図 (令和3年12月)</p>  <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援 (県危機管理局) (略)</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援 ア 全国都道府県の災害時応援 (略)</p> <p>また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>」が運用開始され、被災地域プロ</p>	<p><u>強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急道路ネットワークの確保 (県土木部) (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>緊急輸送道路図 (令和4年4月)</p>  <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援 (県危機管理局) (略)</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援 ア 全国都道府県の災害時応援 (略)</p> <p>また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「<u>応急対策職員派遣制度</u>」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道</p>	<p>図面の変更に伴う修正</p> <p>制度名改正のため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）（略） 4～5（略）</p> <p>第8（略）</p> <p>第9 災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応 （略）</p> <p>国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備 （略）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>（1）医薬品等の確保</p>	<p><u>さ（公社）全日本不動産協会富山県本部との協定</u> 県と（公社）全日本不動産協会富山県本部とは、令和4年3月18日に「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結し、災害時等における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</p> <p><u>し 西日本電信電話株式会社との協定</u> 県と西日本電信電話株式会社は、令和4年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する協定」、「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、暫定通信確保のための機器配置先連携、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。</p> <p>（2）（略） 4～5（略）</p> <p>第8（略）</p> <p>第9 災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応 （略）</p> <p>国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、<u>災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）</u>、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備 （略）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>（2）医薬品等の確保</p>	<p>協定の追加</p> <p>協定の追加</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 （略） （資料「9-5 <u>災害救護用医療セットの内容品内訳書</u>」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協 定書」）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 家庭常備薬の避難所への配置 <u>県及び市町村</u>は、被災者自らが容易に使用できる家庭 常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに各家庭 においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。 （資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」）</p> <p>エ（略） （2）～（3）（略）</p> <p>第3 救急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 （略）</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、 県土木部、市町村）</p> <p>（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 （略）</p> <p>また、市町村は、一般の避難所では生活することが困 難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉 避難所を指定するよう努めるものとする。 <u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 （略）</p> <p>（ア）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設 を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、 消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、 炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要 な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯</p>	<p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 （略） （資料「9-5 <u>富山県災害用医薬品備蓄品目一覧</u>」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協 定書」）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 家庭常備薬の避難所への配置 市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬 をあらかじめ避難所に配置するとともに、<u>県及び市町村</u> <u>は</u>各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨 する。 （資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」）</p> <p>エ（略） （2）～（3）（略）</p> <p>第3 救急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 （略）</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、 県土木部、市町村）</p> <p>（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 （略）</p> <p>また、市町村は、一般の避難所では生活することが困 難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者の ため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努め るものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対し ては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等 の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 （略）</p> <p>（ア）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施 設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マス ク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティシ ョン、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低 限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用</p>	<p>資料編に合 わせて修正</p> <p>県で家庭常 備薬を避難 所に配置し ていないた め</p> <p>国の防災基 本計画修正 に伴い文言 を修正</p> <p>国の防災基 本計画の記 載に合わせ て修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。</p> <p>また、必要に応じ<u>指定避難場所</u>の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 (略)</p> <p>また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村の避難計画 ア (略)</p> <p>イ 避難指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、</p>	<p>耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、<u>女性、子供にも配慮する</u>。</p> <p>また、必要に応じ<u>指定避難所</u>の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p> <p><u>さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 (略)</p> <p>また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村の避難計画 ア (略)</p> <p>イ 避難指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、<u>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定</u></p>	<p>備考</p> <p>字句修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する</p> <p>ウ～ク（略） （3）～（4）（略）</p> <p>3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略） （1）飲料水の確保 （略） ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。 （ア）～（エ）（略） （オ）水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 （資料「5－8 応急給水用具等」、「5－14 県内の上水道資機材等の保有状況」） イ～ウ（略） （2）～（5）（略） 4～5（略）</p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援 （略） <u>（新設）</u></p> <p>（略） 第5～第6（略）</p>	<p><u>めるなど</u>、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、<u>市町村は</u>、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する</p> <p>ウ～ク（略） （3）～（4）（略）</p> <p>3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略） （1）飲料水の確保 （略） ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。 （ア）～（エ）（略） （オ）水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 （資料「5－5 応急給水用具等」、「5－10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」） イ～ウ（略） （2）～（5）（略） 4～5（略）</p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援 （略） <u>国、県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>（略） 第5～第6（略）</p>	<p>て修正</p> <p>資料編と整合を図るため</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚</p> <p><u>1</u> 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村） （略） <u>（新設）</u></p> <p>（1）普及の方法 ア～ウ（略） エ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）による普及 災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>オ（略）</p> <p>（2）普及の内容 ア（略） イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む） ① 地震 <u>・地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い）</u> ・本県における主要活断層帯の位置 （略）</p>	<p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚</p> <p><u>3</u> 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村） （略） <u>また国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>（1）普及の方法 ア～ウ（略） エ <u>富山県防災危機管理センター</u>、富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及 <u>富山県防災危機管理センターの研修室や交流・展示ホール及び</u>災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>オ（略）</p> <p>（2）普及の内容 ア（略） イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む） ① 地震 <u>・地震の発生メカニズム（海溝型地震と陸域の浅い地震の違い）</u> ・本県における主要活断層<u>帯</u>の位置 （略）</p>	<p>風水害編に合わせ並び替え</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>富山県防災危機管理センターの供用開始に伴い修正</p> <p>文部科学省や気象庁で用いている「陸域の浅い地震」の語と合わせるため</p> <p>地震調査研究推進本部ホームページの記載に合わせるため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>② 津波</p> <p>・避難行動に関する知識……本県においても、津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 防災教育の充実</p> <p>ア 学校教育における防災教育</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ウ)</u> 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。</p>	<p>② 津波</p> <p>・避難行動に関する知識……本県においても、津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 防災教育の充実</p> <p>ア 学校教育における防災教育</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p><u>(ウ)</u> 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。</p> <p><u>(エ)</u> 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。</p>	<p>・地震とは地下の断層運動を指し、ここでは「揺れ」を述べているため</p> <p>・震度4に限定せず、震度4程度以上であれば避難等の対応が必要になるため</p> <p>消防地416号令和3年12月1日付「児童生徒等に対する防災教育の実施について」の通知に基づき修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><u>(エ)</u> 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>(オ)</u> 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。</p> <p><u>(カ)</u> 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</p> <p><u>(キ)</u> 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、<u>平成 23 年度</u>に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。</p> <p><u>(ク)</u> 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>3 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>第2 自主防災組織の強化 （略）</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の結成</p> <p>県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、<u>平成 21 年度に自主防災アドバイザー制度を創設し、県はアドバイザーの発掘と養成を行い、市町村はアドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。</u></p>	<p><u>(オ)</u> 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民、<u>消防団員等</u>も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>(カ)</u> 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。</p> <p><u>(キ)</u> 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</p> <p><u>(ク)</u> 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。</p> <p><u>(ケ)</u> 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>1 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>第2 自主防災組織の強化 （略）</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の結成</p> <p>県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、<u>自主防災組織の未結成地区を対象とした防災講座の実施や防災リーダーを対象とした研修会の開催など、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>ハンドブックの作成年度を削除</p> <p>風水害編に合わせ並び替え</p> <p>現状に合わせ修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

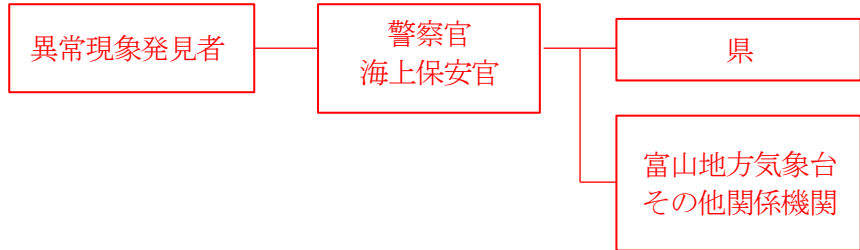
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、<u>県及び市町村は、自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行う</u>とともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 防災訓練の充実 1～5 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第4 要配慮者の安全確保 1～2 (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の支援体制の整備 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(2) <u>防災士の養成と</u>自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成<u>充</u>実を図るため、<u>県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識をもった防災士を数多く養成する</u>とともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 防災訓練の充実 1～5 (略)</p> <p><u>6 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用</u> <u>国、県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>第4 要配慮者の安全確保 1～2 (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の支援体制の整備 (略)</p> <p><u>また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。</u></p>	<p>防災士養成研修について追記</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）			備 考	
(3) (略) 第7節 (略) 第3章 地震・津波災害応急対策 第1節 応急活動体制 第1 県の活動体制 (略) 1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） (略) (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。			(3) (略) 第7節 (略) 第3章 地震・津波災害応急対策 第1節 応急活動体制 第1 県の活動体制 (略) 1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） (略) (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。				・平成25年より従来の「津波警報（津波）」は「津波警報」と表記することとなったため ・配備計画の適正化を図るもの ・津波の特別警報は、前項「②県沿岸に大津波警報が発表されたとき」で満たしているため ・「地震」の特別警報は発表しておらず、緊急地震速報
種 別	配 備 基 準	配 備 体 制	種 別	配 備 基 準	配 備 体 制		
第1非常配備	①県の地域で震度4の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に津波警報（津波）が発表されたとき 又は ③中部8県（石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）及び新潟県で震度6弱以上の地震が発生したとき 又は ④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 医務課 建設技術企画課 警備課 〓 その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制	課員の半数程度 〓 各課若干名	第1非常配備	①県の地域で震度4の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に津波警報が発表されたとき 又は ③中部8県（石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）及び新潟県で震度6弱以上の地震が発生したとき 又は ④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 医務課 建設技術企画課 警備課 〓 その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制	課員の半数程度 〓 各課若干名
第2非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき 又は ③県下に「地震」、「津波」特別警報が発表されたとき 又は ④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 広報課 管財課 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課 〓 各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施	課員全員 〓 あらかじめ指定された災害対策要員全員	第2非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき 又は ③県下に「地震動」（震度6弱以上の緊急地震速報）が発表されたとき	防災・危機管理課 消防課 広報課 管財課 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課 〓 あらかじめ指定された災害対策要員全員	課員全員 〓 あらかじめ指定された災害対策要員全員

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）			備 考
		し、事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制		又は ④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	<u>画に基づき、あらかじめ指定された職員</u> 各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制	
第3非常配備	（略）	（略）	第3非常配備	（略）	（略）	
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略)</p> <p>1 異常現象発見者の通報義務（伏木海上保安部、県警察本部、市町村） 被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。 この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。 また、市町村長は、必要な関係機関に通報する。</p> <p><u>(新設)</u></p>			<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略)</p> <p>1 異常現象発見者の通報義務（伏木海上保安部、県警察本部、市町村） 被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。 この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。 また、市町村長は、必要な関係機関に通報する。</p>			<p>具体的な機関名の追加</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>5 被害情報の収集活動（県各部局） (1)～(9) (略) (10) CCTVカメラによる海面状態の確認 (略)</p>			<p>2～4 (略)</p> <p>5 被害情報の収集活動（県各部局） (1)～(9) (略) (10) CCTVカメラによる海面状態の確認 (略)</p>			



富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>国土交通省黒部河川事務所： http://www.kurobe.go.jp/bousai/SelectCamera1.html 富山県入善土木事務所： http://www.ameinfo-toyama.jp/nyuzenlive/nyuzenlive.html 6～7 （略）</p> <p>8 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関） （略） <u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動</p> <p>1 地震に関する情報 気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。 地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。 <u>（新設）</u></p> <p>（略）</p>	<p>国土交通省黒部河川事務所： https://www.hrr.mlit.go.jp/kurobe/bousai/SelectCamera1.html 富山県入善土木事務所： http://kawa.pref.toyama.jp/camera/01mapview.html 6～7 （略）</p> <p>8 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関） （略） <u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動</p> <p>1 地震に関する情報 気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。 地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。 <u>また、観測点に揺れが到達し、周辺地域に強い揺れが来ることが予想される場合には、その旨あわせてお知らせする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>WEB ページの更新に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>平成30年3月に緊急地震速報の技術的改善が行われ、従来の予測手法に加えて、新しい手法（PLUM法）が導入されたため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考
(1) 地震動警報・予報（緊急地震速報）			(1) <u>地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について</u>			
区分	内容	名称	区分	情報発表の名称	内容	
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表 警報の中でも、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	地震動特別警報	<u>「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」</u>	<u>最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。</u> <u>このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</u>	
地震動警報			地震動予報			<u>「緊急地震速報(予報)」</u>
(略)	(略)	(略)	(※) 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想 (略)			記述内容が古いため、現状に見合った記述に修正
(2) 地震情報の種類、発表基準と内容			(2) 地震情報の種類、発表基準と内容			
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報 <u>(注1)</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 <u>(注2)</u> ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	
			各地の震度に関する情報 <u>(注1)</u>	・震度1以上 <u>(注2)</u>	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し	

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考
各地の震度に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。			ていない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	長周期地震動階級1以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から10分程度で気象庁ホームページに掲載します。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</p> <p>2 津波に関する情報 気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。 (1) 大津波警報・津波警報・注意報 津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を発表。 津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等</p>			<p>(注1) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</p> <p>(注2) 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</p> <p>2 津波に関する情報 気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。 (1) 大津波警報・津波警報・注意報 津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を津波予報区単位で発表。 津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等</p>			記述内容が古いため、現状に見合った記述に修正

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案（変更部分のみ記載）				備 考	
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		
		数値での発表 （津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表				数値での発表 （津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)					5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるま	津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれが	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだは流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）				備 考																
			で海に入ったり海岸に近付いたりしない。	ある場合			危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	記述内容が古いため、現状に見合った記述に修正																
<p>(略)</p> <p>(2) 津波情報 津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表。</p> <p>(略)</p> <p>(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p><u>(新設)</u></p>				<p>(略)</p> <p>(2) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p><u>沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>警報・注意報の発表状況</u></th> <th><u>観測された津波の高さ</u></th> <th><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>(すべての場合)</u></td> <td><u>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</u></td> </tr> </tbody> </table>					<u>警報・注意報の発表状況</u>	<u>観測された津波の高さ</u>	<u>内容</u>	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	<u>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</u>
<u>警報・注意報の発表状況</u>	<u>観測された津波の高さ</u>	<u>内容</u>																						
大津波警報	1m超	数値で発表																						
	1m以下	「観測中」と発表																						
津波警報	0.2m以上	数値で発表																						
	0.2m未満	「観測中」と発表																						
津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	<u>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</u>																						

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 津波予報区 日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="273 320 898 435"> <tr> <td>津波予報区</td> <td>富山県</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td>富山県</td> </tr> <tr> <td>通知担当気象官署</td> <td>気象庁本庁</td> </tr> </table> <p>3～7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 広報及び広聴活動 (略)</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関） (1)～(4) (略) (5) 安否不明者等の氏名等公表</p> <p><u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u> <u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 救助実施体制 1 (略) 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） (1) (略) (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実</p>	津波予報区	富山県	区域	富山県	通知担当気象官署	気象庁本庁	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 津波予報区 日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1176 320 1800 435"> <tr> <td>津波予報区</td> <td>富山県</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td>富山県</td> </tr> <tr> <td>通知担当気象官署</td> <td>気象庁</td> </tr> </table> <p>3～7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 広報及び広聴活動 (略)</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関） (1)～(4) (略) (5) 安否不明者 <u>(行方不明者となる疑いのある者)</u> の氏名等公表 <u>(削除)</u></p> <p><u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 救助実施体制 1 (略) 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） (1) (略) (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実</p>	津波予報区	富山県	区域	富山県	通知担当気象官署	気象庁	<p>津波警報等や津波予報、津波情報は大阪管区気象台から発表（電文発信）する場合もあるため</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>
津波予報区	富山県													
区域	富山県													
通知担当気象官署	気象庁本庁													
津波予報区	富山県													
区域	富山県													
通知担当気象官署	気象庁													

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考																				
<p>施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。 救助の種類・期間</p>	<p>施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。 救助の種類・期間</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与 (略)</td> <td>災害発生の日から7日以内 (略)</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理 (略)</td> <td>災害発生の日から<u>1</u>月以内 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 (略)	被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>1</u> 月以内 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与 (略)</td> <td>災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u></td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理 (略)</td> <td>災害発生の日から<u>3</u>月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u></td> </tr> </tbody> </table>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u>	被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>3</u> 月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u>	<p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）が改正されたため</p>								
救 助 の 種 類	実 施 期 間																					
避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 (略)																					
被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>1</u> 月以内 (略)																					
救 助 の 種 類	実 施 期 間																					
避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u>																					
被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>3</u> 月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u>																					
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																					
<p>第4節 広域応援要請 第1 (略) 第2 応援要請 (略) 1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関） (1)～(5) (略) (6) 災害派遣の活動内容</p>	<p>第4節 広域応援要請 第1 (略) 第2 応援要請 (略) 1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関） (1)～(5) (略) (6) 災害派遣の活動内容</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	(略)		<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td><u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	(略)		<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>	(略)	(略)	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>
区分	活動内容																					
(略)																						
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																					
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																					
(略)																						
区分	活動内容																					
(略)																						
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。																					
<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>																					
(略)	(略)																					
<p>2～5 (略) 第5節 (略) 第6節 医療救護活動 (略) 第1～第6 (略)</p>	<p>2～5 (略) 第5節 (略) 第6節 医療救護活動 (略) 第1～第6 (略)</p>																					

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第7 医薬品、血液の供給体制</p> <p>1 医薬品等の供給（県厚生部）</p> <p>(1) 災害直後の初動期の医薬品等の供給（略） （資料「9-5 <u>災害救護用医療セットの内容品内訳書</u>」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第10 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 避難活動</p> <p>第1 避難指示及び誘導</p> <p>1 避難指示の実施責任者（市町村、県危機管理局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部） （略） 県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>2～5 (略) (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 避難所の設置・運営 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方</p>	<p>第7 医薬品、血液の供給体制</p> <p>1 医薬品等の供給（県厚生部）</p> <p>(1) 災害直後の初動期の医薬品等の供給（略） （資料「9-5 <u>富山県災害用医薬品備蓄品目一覧</u>」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第10 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 避難活動</p> <p>第1 避難指示及び誘導</p> <p>1 避難指示の実施責任者（市町村、県危機管理局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部） （略） 県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>2～5 (略) (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 避難所の設置・運営 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の</u>外部支援者等の協力が得られるよう努めるとと</p>	<p>資料編に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 輸送手段（県危機管理局、県地方創生局、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターによる輸送</p> <p>(略)</p> <p>なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>もに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 輸送手段（県危機管理局、県地方創生局、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターによる輸送</p> <p>(略)</p> <p>なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署 <u>(航空運用調整班)</u> を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																								
<p>第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 飲料水の供給</p> <p>1 飲料水の確保（県厚生部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）飲料水の確保方法（略）</p> <p>（資料「5－8 応急給水用具等」、「5－14 県内の<u>上水道資機材等の保有状況</u>」）</p> <p>2（略）</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）各機関の食料、生活必需物資の調達体制</p> <p>各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 飲料水の供給</p> <p>1 飲料水の確保（県厚生部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）飲料水の確保方法（略）</p> <p>（資料「5－5 応急給水用具等」、「5－10 県内の<u>給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況</u>」）</p> <p>2（略）</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）各機関の食料、生活必需物資の調達体制</p> <p>各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>資料編と整合を図るため</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 農産局</td> <td> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局 に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省 農産局 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	農林水産省 農産局	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局 に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省 農産局 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 農産局長</td> <td> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局長 に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省 農産局長 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	農林水産省 農産局長	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局長 に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省 農産局長 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>	<p>農林水産省組織改編に伴う修正</p>
機関名	実施内容																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
農林水産省 農産局	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局 に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省 農産局 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>																									
機関名	実施内容																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
農林水産省 農産局長	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局長 に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省 農産局長 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>																									

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>3 輸送体制（各防災関係機関） （1）～（3）（略） <u>（新設）</u></p> <p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） （1）～（2）（略） <u>（新設）</u></p> <p>5（略）</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 （略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 防疫対策 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 防疫活動（県厚生部） （1）～（3） （4）検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。 <u>（資料「9-3 防災用医薬品等卸売業者」</u> 「9-4 防疫用備品」）</p> <p>第5（略）</p> <p>第12節～第17節（略）</p> <p>第18節 公共施設等の応急復旧対策 （略）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 鉄道施設等（JR西日本（株）、あいの風とやま鉄道（株）、富山地方鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）、県地方創生局）</p> <p>1（略）</p>	<p>3 輸送体制（各防災関係機関） （1）～（3）（略） <u>（4）県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） （1）～（2）（略） <u>（3）被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 （略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 防疫対策 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 防疫活動（県厚生部） （1）～（3） （4）検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。 <u>（資料「9-4 防疫用備品」（削除）</u></p> <p>第5（略）</p> <p>第12節～第17節（略）</p> <p>第18節 公共施設等の応急復旧対策 （略）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 鉄道施設等（JR西日本（株）、あいの風とやま鉄道（株）、富山地方鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）、県地方創生局）</p> <p>1（略）</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>資料削除のため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考						
<p>2 初動措置 公共交通機関は、地震発生と同時に次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。</p> <p>(1) 鉄道・軌道 ア 列車運転規制と安全場所への移動 輸送指令員等は、地震が発生したときに、次により運転規制を実施する。また、駅長は危険と判断したときは運転規制を専決施行する。</p> <p>運転規制の内容</p> <table border="1" data-bbox="165 507 1041 660"> <thead> <tr> <th>地震の状況</th> <th>運転規制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40ガル以上 80ガル未満 震度3以下の軽微であるとき</td> <td>注意運転及び異常の確認を指示する。</td> </tr> <tr> <td>80ガル以上 震度4以上または危険と判断したとき</td> <td>全列車を一旦停止させ、路線点検等を指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ（略） (2)～(3)（略） 3（略） 第3（略） 第19節 応急住宅対策等 第1 応急仮設住宅の確保 1（略） 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） (1)～(5)（略） (6) 建設工事 ア～イ（略） ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会等に対して協力を要請する。</p> <p>(7)～(8)（略） 3～4（略） 第2 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村） (1)～(2)（略） (3) 修理の時期</p>	地震の状況	運転規制	40ガル以上 80ガル未満 震度3以下の軽微であるとき	注意運転及び異常の確認を指示する。	80ガル以上 震度4以上または危険と判断したとき	全列車を一旦停止させ、路線点検等を指示する。	<p>2 初動措置 公共交通機関は、地震発生と同時に次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。</p> <p>(1) 鉄道・軌道 ア <u>運転規制と安全確認</u> <u>災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた運転基準等に基づき、その程度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。</u> <u>(削除)</u></p> <p>イ～ウ（略） (2)～(3)（略） 3（略） 第3（略） 第19節 応急住宅対策等 第1 応急仮設住宅の確保 1（略） 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） (1)～(5)（略） (6) 建設工事 ア～イ（略） ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、<u>(一社)日本ムービングハウス協会</u>等に対して協力を要請する。</p> <p>(7)～(8)（略） 3～4（略） 第2 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村） (1)～(2)（略）</p>	<p>風水害編の記述と統一する</p> <p>新たに協定締結したため</p>
地震の状況	運転規制							
40ガル以上 80ガル未満 震度3以下の軽微であるとき	注意運転及び異常の確認を指示する。							
80ガル以上 震度4以上または危険と判断したとき	全列車を一旦停止させ、路線点検等を指示する。							

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 建築制限及び緩和措置（県土木部、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 仮設建築物に対する制限の緩和</p> <p>(1) 地震災害があった場合、<u>知事は、富山市及び高岡市を除く地域（富山市及び高岡市にあつてはそれぞれの市長が）</u>において建築基準法第85条第1項に基づき</p> <p>ア 災害により破損した建築物の応急修繕</p> <p>イ 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害援助のために建築する応急仮設建築物で、災害発生後1月以内に工事に着手するもの</p> <p>ウ 被災者自ら使用するために建築する応急仮設建築物で、延べ床面積が30㎡以内であり、災害発生後1月以内に工事に着手するもの</p> <p>について、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定を適用しない防火地域以外の地域を指定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1) 及び (2) の<u>応急建築物</u>はあくまで臨時のものであるので原則として竣工後3月以内に除却しなければならない。しかし、3月を過ぎても存続する必要がある場合は<u>知事</u>の許可を受けなければならない。この場合、<u>知事</u>は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、存続を許可する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 修理の時期</p> <p>災害発生の日から、原則として<u>3か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6か月以内）</u>に完了するものとする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 建築制限及び緩和措置（県土木部、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 仮設建築物に対する制限の緩和</p> <p>(1) 地震災害があった場合、<u>特定行政庁（富山市、高岡市、富山県）</u>において建築基準法第85条第1項に基づき</p> <p>ア 災害により破損した建築物の応急修繕</p> <p>イ 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害援助のために建築する応急仮設建築物で、災害発生後1月以内に工事に着手するもの</p> <p>ウ 被災者自ら使用するために建築する応急仮設建築物で、延べ床面積が30㎡以内であり、災害発生後1月以内に工事に着手するもの</p> <p>について、建築基準法並びにこれに基づく命令及び 条例の規定を適用しない防火地域以外の地域を指定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1) 及び (2) の<u>応急仮設建築物</u>はあくまで臨時のものであるので原則として竣工後3月以内に除却しなければならない。しかし、3月を過ぎても存続する必要がある場合は<u>特定行政庁（富山市、高岡市、富山県）</u>の許可を受けなければならない。この場合、<u>特定行政庁（富山市、高岡市、富山県）</u>は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、存続を許可する。</p> <p><u>なお、特定行政庁（富山市、高岡市、富山県）は被災者の需要に応ずるに足る適当な建築物が不足することその他の理由により2年3月を超</u></p>	<p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）が改正されたため</p> <p>建築基準法上の用語に修正</p> <p>建築基準法上の用語に修正</p> <p>法律改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第6（略） 第20節 教育・金融・労働力確保対策 第1 応急教育等 災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、<u>専門学校</u>及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。 1～5（略） 第2 応急金融対策 被災地における災害の状況を速やかに調査し、関係行政機関、金融機関と連絡協議のうえ、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民政の安定を図る必要がある。このため、金融機関においては、必要に応じて、応急金融に関する次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 通貨の供給の安定（北陸財務局、日本銀行）</p> <p><u>震災時</u>において、財務局、日本銀行及び県は、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、通貨の安定供給のため、必要と認められる範囲内で、次の措置を講ずるものとする。 (1)～(3)（略） 2（略） 第3（略） 第21節（略）</p>	<p><u>えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、更に1年を超えない範囲内において許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。</u></p> <p>第6（略） 第20節 教育・金融・労働力確保対策 第1 応急教育等 災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、<u>専修学校</u>及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。 1～5（略） 第2 応急金融対策 <u>災害時</u>において、被災地における災害の状況を速やかに調査し、関係行政機関、金融機関と連絡協議のうえ、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民政の安定を図る必要がある。このため、金融機関においては、必要に応じて、応急金融に関する次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 通貨の供給の安定（北陸財務局、日本銀行、<u>県商工労働部、県農林水産部</u>） <u>災害時</u>において、財務局、日本銀行及び県は、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、通貨の安定供給のため、必要と認められる範囲内で、次の措置を講ずるものとする。 (1)～(3)（略） 2（略） 第3（略） 第21節（略）</p>	<p>雪害編等と合わせるため</p> <p>風水害・火災・個別災害編及び雪害編の記述と統一するため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第4章 地震・津波災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）</p> <p>（1）災害弔慰金 （略）</p> <p>ア 対象災害 （ア）～（イ）（略） （ウ）県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び（イ）と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 （エ）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）災害援護資金 ア 貸付対象者及び貸付限度額 市町村は、条例の定めるところにより県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。 イ（略）</p> <p>4～12（略）</p> <p>第2～第4（略）</p> <p>第2節～第3節（略）</p>	<p>第4章 地震・津波災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）</p> <p>（1）災害弔慰金 （略）</p> <p>ア 対象災害 （ア）～（イ）（略） （ウ）県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び（イ）と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 （エ）災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）災害援護資金 ア 貸付対象者及び貸付限度額 市町村は、条例の定めるところにより県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。 イ（略）</p> <p>4～12（略）</p> <p>第2～第4（略）</p> <p>第2節～第3節（略）</p>	<p>災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はできるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため</p> <p>災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はできるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため</p>